

○財務省告示第三百三十四号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
三十年四月十六日に発行した政府短期証券の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成三十年五月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第七百五十一回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
一項、第九十四条第二項、同条
第四項、第九十五条第一項、第
百三十六条第一項及び第三百十
七条第一項
三 振替法の適
用等
四 発行方法

社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下

八 額最	七 イ 払込金							六 イ 発	五 イ 募										
	行争非者特 入札格第I加	国債市 場	入札 行	価格 競争	額	行争非者特 入札格第I加	国債市 場		入札 行	価格 競争	額	行争非者特 入札格第I加	国債市 場	入札 行	価格 競争	額	法入 決定の		
																		最低額面金	最低額面金
五 万 円		万	八	八	三		額	億	額			込	募	各	当	も	各	価	一
		七	千	十	兆		面	七	面			み	限	国	て	の	申	格	国
		千	三	六	五		金	千	金			の	度	債	る	か	込	競	債
		五	百	万	千		額	万	額			応	額	市	。	ら	み	争	市
		百	五	六	四		で	円	で			募	の	場	そ	の	う	入	場
		円	十	千	百		八	三	兆			額	範	特	の	ち	ち	札	特
			億	二	六		千	兆	五			を	囲	別	応	募	募	発	別
			五	百	七		三	五	千			割	内	参	募	額	額	行	参
			千	四	億		百	四	百			り	に	加	を	を	の	「	加
			四	百	七		四	百	五			当	お	者	順	次	高	と	者
			七	十	千		十	七	十			て	い	ご	割	い	。	い	。
			四		百		七	億	二			る	の	と	り			う	第
							億	円	十			。	申	の				。	I
									二				応	応				。	非

九	振替単位	振替法の規定による振替口座簿
十	発行	の記載又は記録は、最低額面金
十一	発行価格	額の整数倍の金額によるものと
十二	発行期限	平成三十年四月十六日
十三	償還金額	額面金額を支払い、その翌営業日に
十四	元金支払額	日本銀行額面金額につき百円
十五	入札参加	財務大臣から通知を受けた者
十六	払込期日	平成三十年四月十六日

口イ一
 入札発行競争
 国債市場
 特別参加
 者・第I
 非価格競
 争入札競
 行
 償還期限
 平成三十年七月十七日
 厘五毛
 額面金額百円につき百円四銭二
 厘以上額のそれぞれ百円四銭一
 平成三十年四月十六日